

宿泊約款

第1条(適用範囲)

- 当館(当ホテル)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館(当ホテル)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

- 当館(当ホテル)に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当館(当ホテル)に申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - その他当館(当ホテル)が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館(当ホテル)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当館(当ホテル)が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館(当ホテル)が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館(当ホテル)が定める申込金を、当館(当ホテル)が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を前項の規定により当館(当ホテル)が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館(当ホテル)がその旨を宿泊客に告知した場合に限りします。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 前条第2項の規定にかかわらず、当館(当ホテル)は、契約の成立後前項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館(当ホテル)が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 当館(当ホテル)は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 宿泊の申込みが、この約款に反しないとき。
 - 満室により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 当館(当ホテル)若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - 天災、施設の不具合、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(群馬県旅館業法施行条例第16条)
 - 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者又はその他反社会的勢力の関係者と認められるとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は、当館(当ホテル)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館(当ホテル)は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館(当ホテル)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けず。ただし、当館(当ホテル)が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じたに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館(当ホテル)が宿泊客に告知したときを除きます。
- 当館(当ホテル)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとし処理することとなります。

第7条(当館(当ホテル)の契約解除権)

- 当館(当ホテル)は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 当館(当ホテル)若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする方が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(群馬県旅館業法施行条例第16条)
 - 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者と認められるとき。
 - 寝室での煙たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他、当館(当ホテル)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に反しないとき。
- 当館(当ホテル)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(宿泊の登録)

- 宿泊客は、宿泊日当日、当館(当ホテル)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当館(当ホテル)が必要と認める事項
- 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示し、当館(当ホテル)の承諾を得ていただきます。

第9条(客室の使用時間)

- 宿泊客が当館(当ホテル)の客室を使用できる時間は、到着日の午後3時から出発日の翌朝の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当館(当ホテル)は、前項の規定にかかわらず、前項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けず。
 - 超過3時間までは、室料金の30%
 - 超過6時間までは、室料金の60%
 - 超過6時間以上は、室料金の100%

第10条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当館(当ホテル)内においては、当館(当ホテル)が定めて館内(当ホテル)に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条(営業時間)

- 当館(当ホテル)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスステレオトリー等でご案内いたします。
 - フロント・キャッシャー等サービス時間:
門限 午前0時
フロントサービス 午前7時から午後10時
 - 飲食等其他施設サービス時間:
サービスステレオトリーをご参照ください。
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条(料金の支払い)

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館(当ホテル)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館(当ホテル)が請求した時、フロントにおいて行つていただきます。
- 当館(当ホテル)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

第13条(当館(当ホテル)の責任)

- 当館(当ホテル)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館(当ホテル)の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当館(当ホテル)は万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 当館(当ホテル)は、宿泊客に契約した客室を保持して、できる限り同一の条件による他の宿泊施設
- 当館(当ホテル)は、前項の規定にかかわらず他のは違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、せず。ただし、客室が提供できないことについて、当館(当ホテル)が責任を負いません。

第15条(寄託物等の取扱い)

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金等の損害が生じたときは、それが不可抗力であるの損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品に類及び価値の不明な物品を求めた場合であつて、宿泊料(当ホテル)は15万円を限度としてその損害を
- 宿泊客が、当館(当ホテル)内にお預けになったものについてフロントにお預けにならなかったものについてより滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館(当ホテル)に故意又は重大な過失があつた場合(当ホテル)はその損害を賠償します。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だつて当館(当ホテル)に当館(当ホテル)が了解したの範囲に責任を
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物が置き忘れられていた場合において、その所有者が当該所有者に連絡をするときにその指示を求めず、又は所有者が判明しないときは
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品(当ホテル)の責任は、第11条の場合にあつては前条第1項同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条(駐車場の責任)

宿泊客が当館(当ホテル)の駐車場をご利用になるにかかわらず、当館(当ホテル)は場所をお貸しするものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり

第18条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当館(当ホテル)が損害(当ホテル)に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条(支配する言語)

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本があるときは、すべて日本語によるものとします。

第20条(裁判管轄及び準拠法)

本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に専ら当館(当ホテル)の所在地を管轄する日本の裁判官が管轄するものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項、第3条第2項及び)

		内	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料(又は至少サービス料)(100%)	
	追加料金	③飲料及びその他の利用料金(サービス料)(30%)	
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税	

備考:税が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約締結の通知をうけた日				
	不泊	当日	前日	2日前	3日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%
15名~20名まで	100%	100%	50%	30%	30%
31名~100名まで	100%	100%	80%	50%	30%
101名以上	100%	100%	80%	50%	30%

(注)1.%,は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2.契約締結が完了した場合は、その通知日にかかわらず、3.日(15名以上)の一部について契約の解除があつたお預けした場合にはそのお預けした日における宿泊客に占める人数については、違約金はいただきません。

野口雨情ゆかりの宿
Ryokan in connection
with the poet "Ujyo Noguchi"

